

【損傷程度の例示】

木造・プレハブ【風害による被害】

※木造・プレハブとは、在来工法(軸組工法)による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

ページの構成

建物の構造種別 災害の種類

対応する運用指針のページ

部位の名称

屋根

⇒ p3-9 1-1 屋根

損傷の程度

事例写真

●程度Ⅰ



積雪が山より下り、のり高(のり高)の一角がずれ、破損が生じている。
(積雪の奥側に沿ってのり高が破損する可能性がある。)

積雪が山より下り、のり高(のり高)の一角がずれ、破損が生じている。
(積雪の奥側に沿ってのり高が破損する可能性がある。)

●程度Ⅱ



積雪のずれ、破損、落下がひどい。その他の破損は少ない。

屋根の一角に破損による軽微な破損がある。

●程度Ⅲ



積雪が全体的にずれ、破損がひどい。その他の破損は少ない。

全体的に破損がひどい。その他の破損は少ない。

●程度Ⅳ



積雪が全体的にずれ、破損がひどい。

屋根の大半で破損の状況による軽微な、劣化等が、見られる。

●程度Ⅴ



小規模の破損がひどい。屋根の大部分が破損を及ぼしている。

屋根にひどい破損が生じている。

●損傷の判定 <表 屋根(破損率15%)>

区分	損傷の状況	損傷の程度	損傷の判定
I	積雪(山より下り、のり高)の一角がずれ、破損が生じている。 (積雪の奥側に沿ってのり高が破損する可能性がある。)	10%	程度Ⅰ
II	積雪のずれ、破損、落下がひどい。その他の破損は少ない。 一帯の破損がひどい。その他の破損は少ない。	20%	程度Ⅱ
III	積雪が全体的にずれ、破損がひどい。その他の破損は少ない。 積雪が全体的にずれ、破損がひどい。その他の破損は少ない。	30%	程度Ⅲ
IV	積雪が全体的にずれ、破損がひどい。その他の破損は少ない。 積雪が全体的にずれ、破損がひどい。その他の破損は少ない。	40%	程度Ⅳ
V	積雪が全体的にずれ、破損がひどい。その他の破損は少ない。 積雪が全体的にずれ、破損がひどい。その他の破損は少ない。	50%	程度Ⅴ

災害に係る住宅の被害認定基準運用指針(参考資料) (損傷程度の例示) 3-18

事例写真に対応する損傷の例示

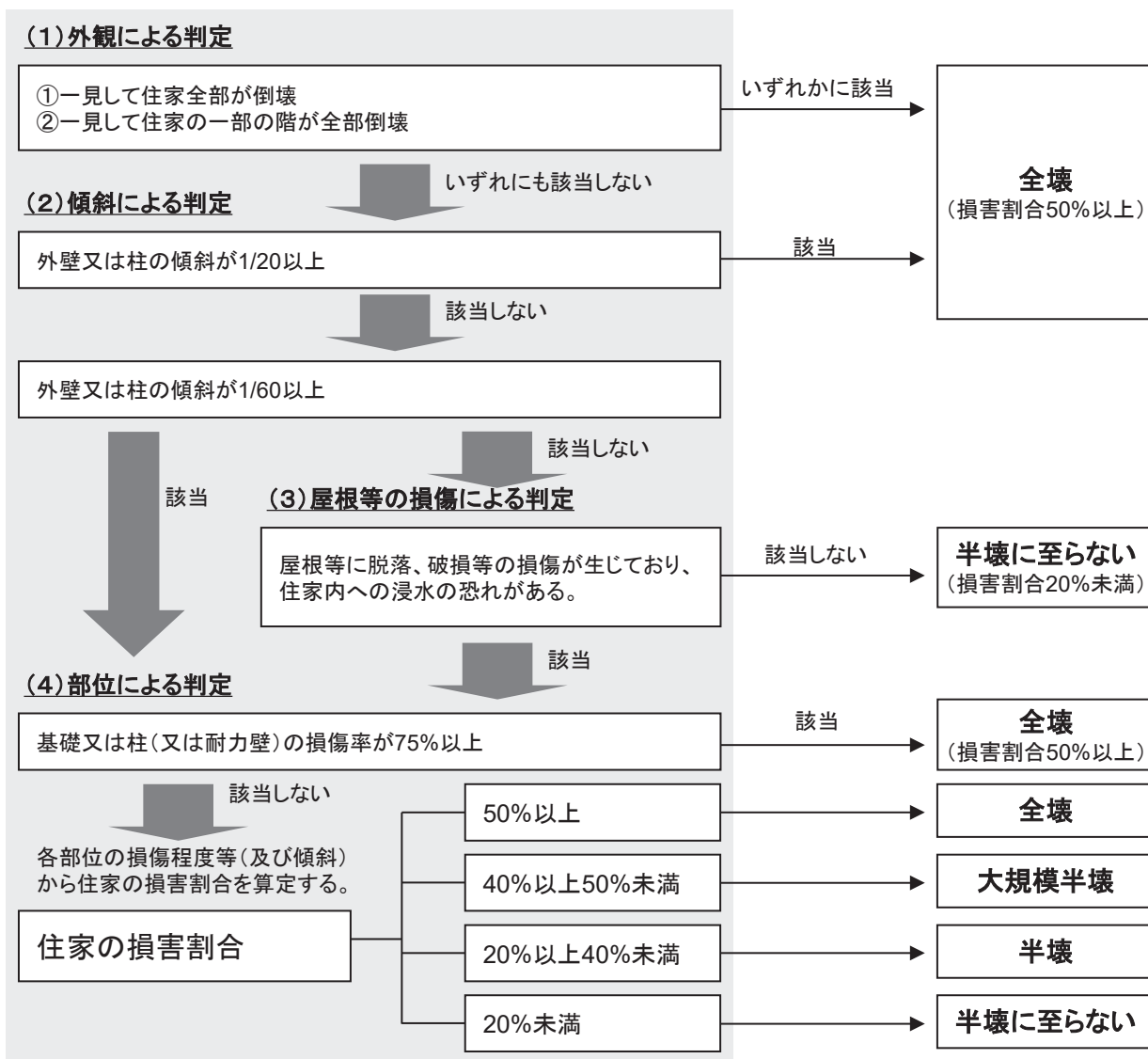
程度ごとの損傷の例示

木造・プレハブ【風害による被害】

※木造・プレハブとは、在来工法(軸組工法)による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

<被害認定フロー>

【調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

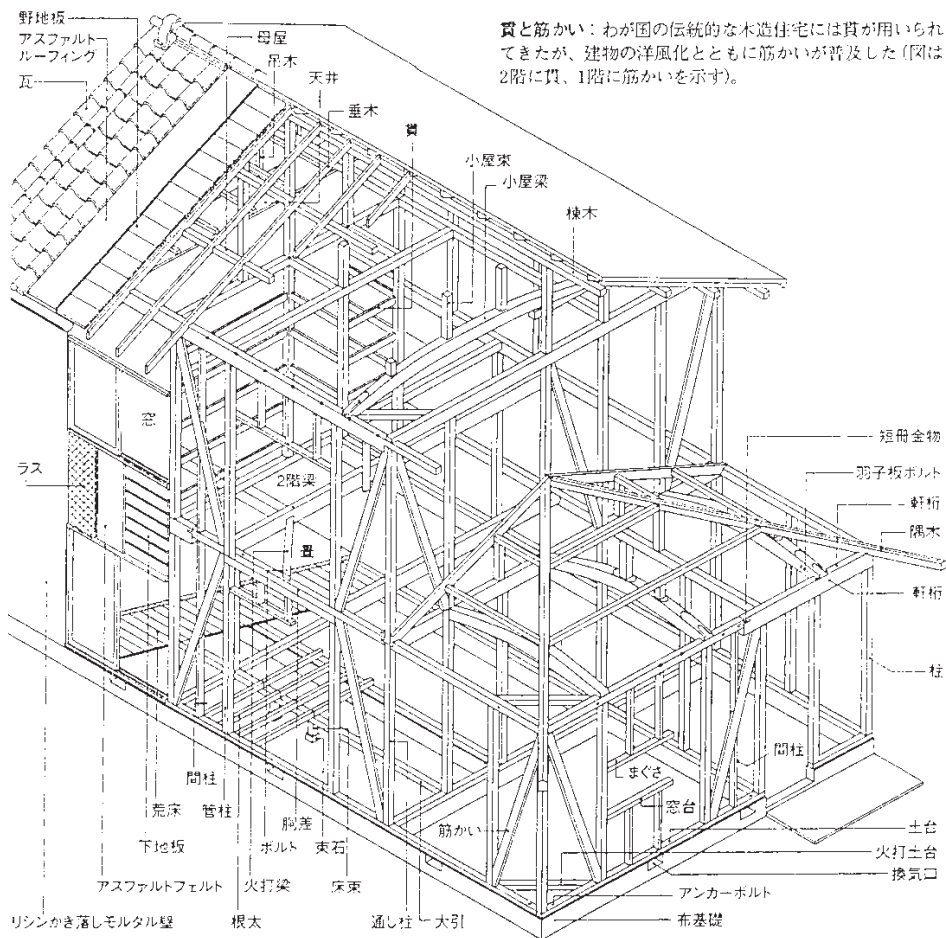
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

【参考:在来工法と桢組壁工法】

■在来工法

柱と、梁、桁、胴差等の横架材によって構成される軸組を主体とする工法。近年は、壁に筋かいが入ることが多い。

部位の「柱(又は耐力壁)」では、「柱」を調査対象とする。

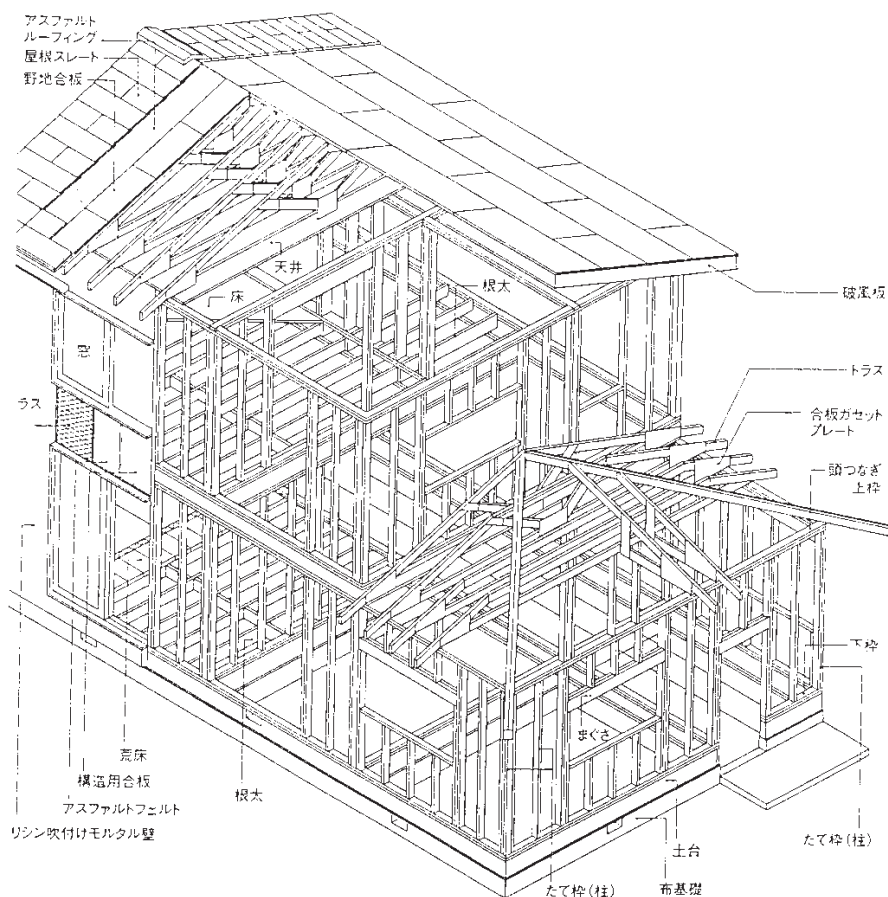


図版出典:「図解事典 建築のしくみ」彰国

■桢組壁工法

桢材に合板を釘打ちしたパネルで、壁や床を構成する工法。この工法の代表例として、2×4インチの断面の木材を用いるツーバイフォーがある。

部位の「柱(又は耐力壁)」では、「耐力壁」を調査対象とする。



図版出典:「図解事典 建築のしくみ」彰国社

● 外観による判定

⇒ p3-5 1(1) 外観による判定

● 一見して住家全部が倒壊している



5501



5502

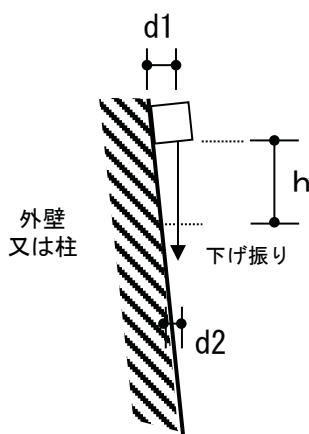
● 傾斜による判定

⇒ p3-5 1(2) 傾斜による判定

● 測定方法

外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。
傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

$$\text{傾斜} = (d1 - d2) / h$$



測定の様子

5503

● 測定と判定の例

<H=1,200mmの場合の水平距離の測定値の例>

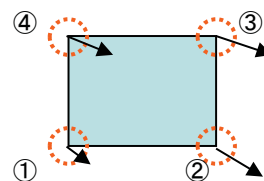
建物の主要な四隅※を計測する。 ※突出した玄関や出窓などは測定箇所としない。



5504

測定箇所

上から見た図



測定箇所	①	②	③	④	平均
水平距離	21	25	28	22	24

● 傾斜による判定

傾 斜		判 定
傾斜(d/h)	h=1,200mmの場合	
$(d/h) \geq 1/20$	$d \geq 60\text{mm}$	住家の損害割合を50%以上とし、全壊とする。
$1/60 \leq (d/h) < 1/20$	$20\text{mm} \leq d < 60\text{mm}$	傾斜による損害割合を15%とし、部位による判定を行う。
$(d/h) < 1/60$	$d < 20\text{mm}$	傾斜による判定は行わず、屋根等の損傷による判定を行う。

● 屋根等の損傷による判定

⇒ p3-7 1(3) 屋根等の損傷による判定

屋根、外壁及び建具のいずれにも以下の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合は、20%未満とし、半壊に至らないと判定する。半壊に至らないとされれば調査は終了する。

部位	損傷
屋根	・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断、不陸、亀裂、剥落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
外壁	・仕上材が脱落している。 ・釘の浮き上がり、ボートの破損、脱落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
建具	・ガラスが破損している。 ・ドアが破壊されている。

● 損害割合が20%以上となる可能性がある事例



5601

屋根：棟瓦以外の瓦のずれが著しい
建具：ガラスが破損している
外壁：飛来物による突き刺さり、貫通痕がある

● 部位による判定

⇒ p3-7 1(4) 部位による判定

外観目視調査(及び内部立入調査)により、各部位の損傷率を把握し、住家の損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

1) 柱(又は耐力壁)又は基礎のうち、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

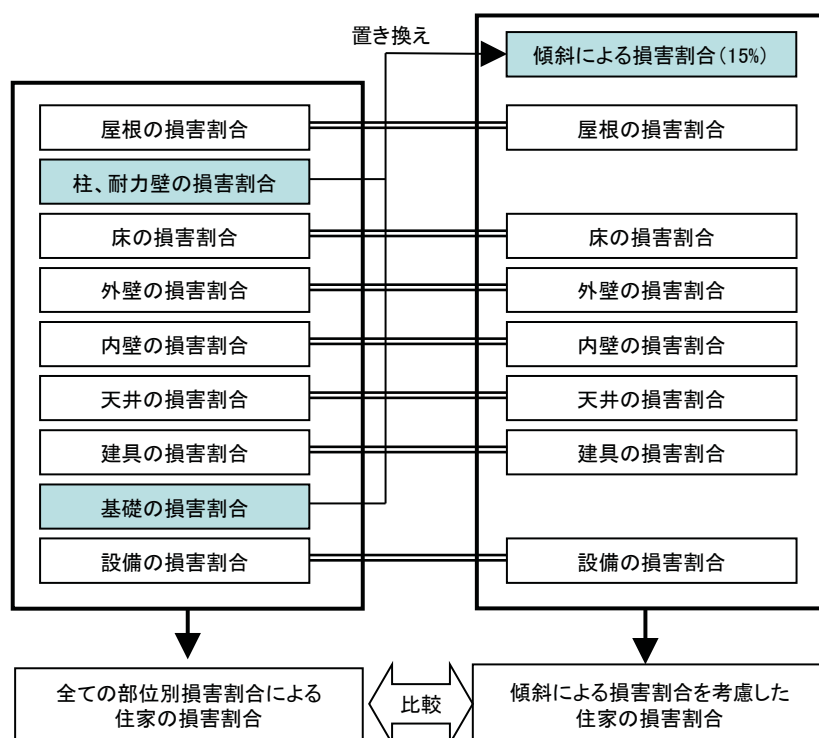
2) (2以上の階を有する住家の場合)P0-2「6. 2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定」により、各部位の損害割合及び住家の損害割合を算定する。

3) (傾斜による損害割合を考慮する場合)次の①又は②のいずれか大きな数値を住家の損害割合とする。

①「柱(又は耐力壁)」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換えた、各部位別損害割合の合計

②全ての部位別損害割合の合計

● 傾斜による損害割合を考慮する場合



基 礎

⇒ p3-32 1-8 基礎

● 風害による基礎被害の特徴

※ 風害では、屋根、外壁、建具等に損傷が生じやすいが、稀に基礎に損傷が生じる可能性もある。基礎の損傷の調査に当たっては、当該損傷が、風害による被害であるか慎重に確認する必要がある。



屋根や外壁、床が吹き飛ばされ、床下地、土台などが残る。基礎に被害は見られない。 5701

● ひび割れ 幅約0.3mm以上の亀裂をさす。



5702

● 剥落 基礎の仕上モルタル剥離及び基礎躯体自身の欠損脱落をさす。



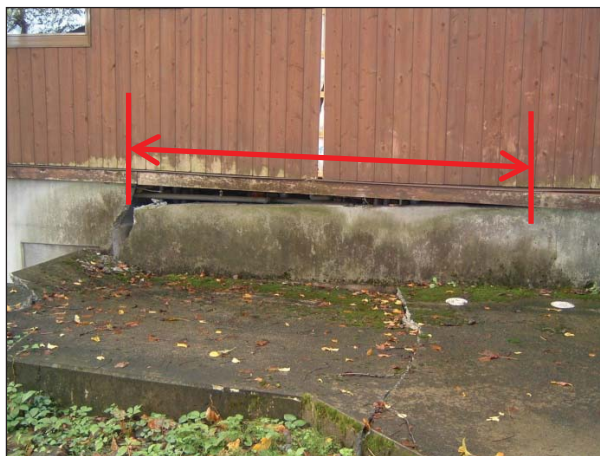
5703

● 破断 布基礎の割れをさす。



5704

● 不陸 不同沈下等により布基礎の沈下又は傾斜が生じた場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



5705

● 局部破壊

破断面の損傷がさらに大きくなり複雑に破壊(分割)されたことをさす。破壊された一方の布基礎の天端が不陸の場合、その不陸した布基礎の長さを損傷基礎長とする。



5801



5802

● 移動

上部構造が基礎から移動した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



5803



5804

● 流失・転倒

基礎が流失又は転倒した場合、その他部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



5805



5806

外 壁

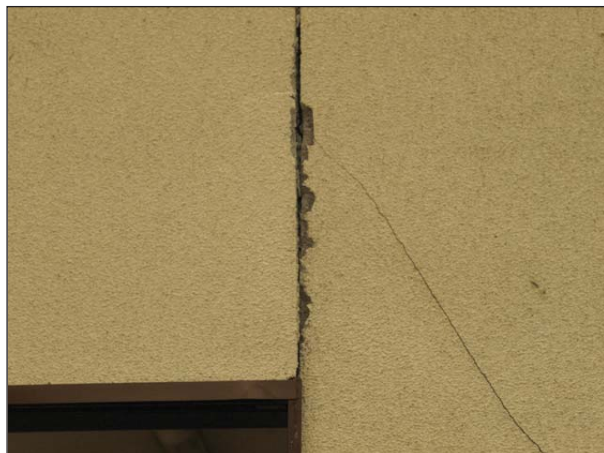
⇒ p3-23 1-4 外壁

●程度Ⅰ



5901

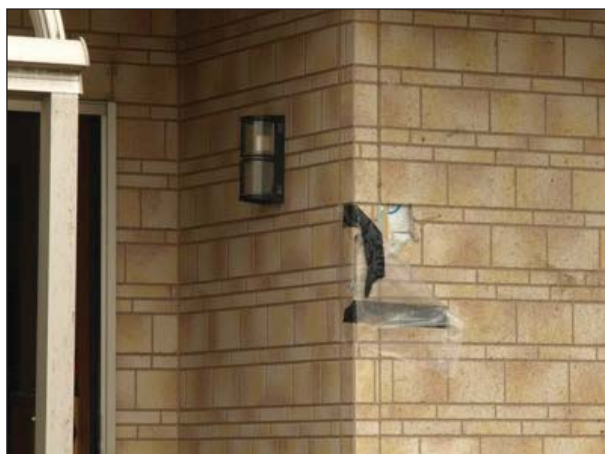
開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。



5902

「ボード」目地にわずかなひび割れが生じている。

●程度Ⅱ



5903

壁に飛来物の軽微な衝突痕がある。



5904

仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。

●程度Ⅲ



5905

壁の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。



110021

ボード仕上の壁ではボード間に著しいずれが生じている。

●程度Ⅳ



6001

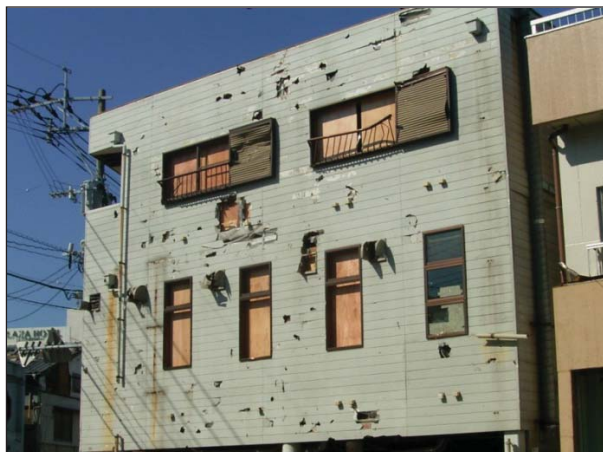
壁の大半にわたって飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。



6002

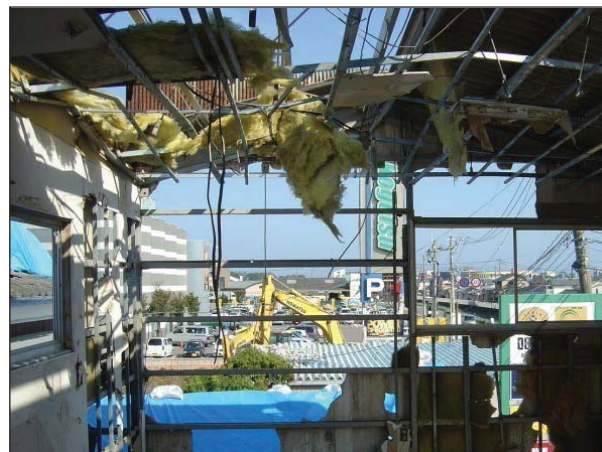
釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。

●程度Ⅴ



6003

壁の全面にわたって飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。



110022

全ての仕上材が脱落している。

●損傷の判定 <表 外壁(構成比10%)>

程度	損 傷 の 例 示		損傷程度
	【モルタル塗り仕上等】	【ボード】	
I	・開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。	・目地部にわずかなずれが生じている。	10%
II	・仕上の剥離が生じている。	・仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。	25%
	【共通】・壁に飛来物の軽微な衝突痕がある。		
III	・仕上材が脱落している。	・目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。	50%
	【共通】・浸水により仕上材の浮き・剥離・脱落が生じている。 ・浸水により塗土の半分が剥落している。	・浸水により仕上材の汚損が見られる。 ・壁の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。	
IV	・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。	・釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	75%
	【共通】・壁の大半にわたって飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。		
V	・仕上材が脱落しており、下地材が損傷している。 ・下地材に破損が生じている。 ・浸水により仕上材の大半の浮き・剥離・脱落が見られる。 ・浸水により塗土の大半が剥落している。 ・壁の全面にわたって飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。	・浸水により下地材、パネルの吸水、膨張、不陸が見られる。 ・浸水により仕上材の大半の汚損等が見られる。	100%

内 壁

⇒ p3-26 1-5 内壁

●程度Ⅰ



6901

塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。



110040

衝突によりわずかな割れやへこみが生じている

●程度Ⅱ



110041

衝突によりへこみが生じている



6904

ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。

●程度Ⅲ



6905

浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度)



110042

衝突等によりクロスが破れている

●程度Ⅳ



7001

内壁合板に剥離、脱落が見られる。



110043

内壁合板に剥離、脱落が見られる

●程度Ⅴ



7003

仕上材が脱落しており、下地材の損傷が生じている。



7004

浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度)

●損傷の判定 <表 内壁(構成比10%)>

程度	損 傷 の 例 示		損傷程度
I	・塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 ・内壁合板にわずかなずれが生じている。	・ボードの目地部にわずかなずれが生じている。	10%
II	・内壁周辺部に隙間が生じている。 ・内壁合板にずれが生じている。	・タイルの目地に亀裂が生じている。 ・ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。	25%
III	・内壁合板に剥離、浮きが見られる。 ・タイルが剥離を生じている。 ・クロスが破れている。 ・柱、梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。	・ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 ・浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度) ・浸水により塗土の半分程度が剥落している。	50%
IV	・内壁合板に剥離、脱落が見られる。 ・タイルが剥落している。	・ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。	75%
V	・仕上材が脱落しており、下地材の損傷が生じている。	・浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度) ・浸水により塗土の大半が剥落している。	100%

床(階段を含む)

⇒ p3-21 1-3 床(階段を含む)

● 程度Ⅰ



7301

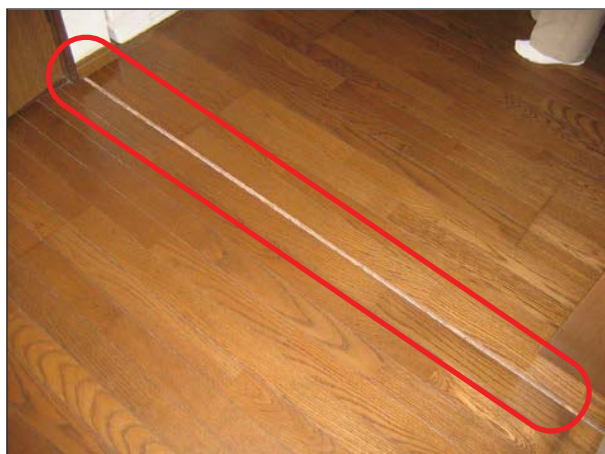
床と壁との間にわずかなずれが生じている。



7302

床と敷居との間にわずかなずれが生じている。

● 程度Ⅱ



7303

床板の継目に隙間が生じている。



7304

浸水により床板の汚損が見られる。

● 程度Ⅲ



7305

床板にずれ、若干の不陸が見られる。



7306

浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。

●程度Ⅳ



7401

床板に著しい不陸、折損が見られる。



7402

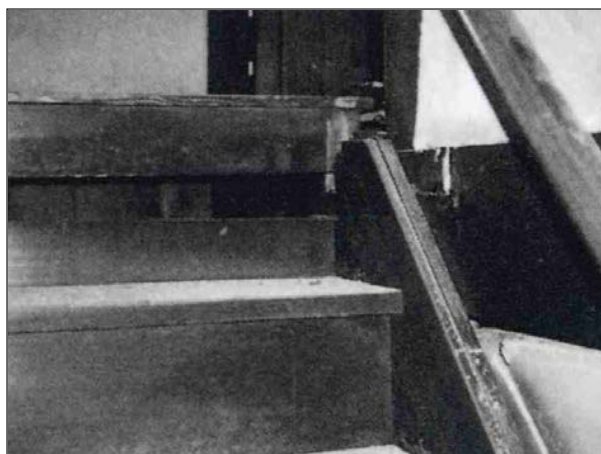
土台が基礎から著しくずれている。

●程度Ⅴ



7403

全ての床板に著しい不陸が見られる。



7404

階段がはずれている。

●損傷の判定 <表 床(階段を含む。)(構成比10%)>

程度	損 傷 の 例 示		損傷程度
I	・ 床と壁との間にわずかなずれが生じている。	・ 床仕上・畳に損傷が見られる。	10%
II	・ 床板の継目に隙間が生じている。 ・ 束が束石よりわずかにずれている。 ・ 床仕上・畳に著しい損傷が見られる。	・ 浸水により床板の汚損が見られる。 ・ 浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。 ・ 浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。	25%
III	・ 床板にずれ、若干の不陸が見られる。 ・ 束が束石から数cmずれている。 ・ 土台が柱からわずかにずれている。 ・ 土台が基礎からわずかにずれている。 ・ 床仕上・畳の大部分に著しい損傷が生じている。 ・ 浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。	・ 浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。 ・ 浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。 ・ 浸水により下地材の吸水・膨張が見られる。 ・ 浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。	50%
IV	・ 床板に著しい不陸、折損が見られる。 ・ 束が束石から脱落している。 ・ 土台が柱から著しくずれている。	・ 土台が基礎から著しくずれている。 ・ 階段がずれている。	75%
V	・ 全ての床板に著しい不陸が見られる。 ・ 全ての土台、柱、束が基礎、束石等から脱落している。	・ 大引、根本の大部分が落下している。 ・ 階段がはずれている。	100%

柱(又は耐力壁)・・・ア. 柱の損傷

⇒ p3-17 1-2 ア. 柱の損傷

●程度Ⅰ



6301

柱と梁の仕口にわずかなずれが生じている。



6302

柱脚コンクリートのひび割れが見られる。

●程度Ⅱ



6303

柱、梁が若干たわんでいる。



6304

アンカーボルトの伸びが見られる。

●程度Ⅲ



110015

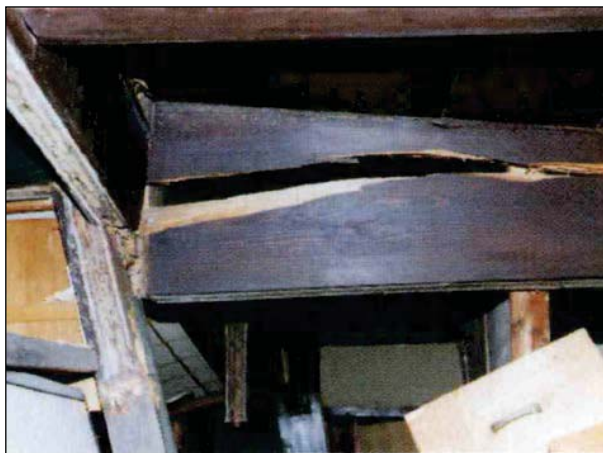
柱と梁の仕口にずれが生じている。



6306

柱、梁に割れが見られる。

●程度Ⅳ



6401

柱、梁に大きな割れが見られる。



6402

柱、梁の仕口に著しいずれが見られる。

●程度Ⅴ



6403

柱、梁の割れ、断面欠損が著しい。



110016

柱、梁に著しい折損が生じており、交換が必要である。

●損傷の判定 <表 柱(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示		損傷程度
	【在来工法】	【鉄骨系プレハブ】	
I	・柱と梁の仕口にわずかなずれが生じている。	・柱脚コンクリートのひび割れが見られる。	10%
II	・一部の柱と梁の仕口にめり込み等の損傷が見られる。 ・柱、梁が若干たわんでいる。	・アンカーボルトの伸びが見られる。 ・高力ボルトのすべリが見られる。	25%
III	・柱と梁の仕口にずれが生じている。 ・柱、梁に割れが見られる。	・局部座屈による小さな変形が柱に生じている。 ・梁接合部の変形が見られる。	50%
IV	・柱、梁に大きな割れが見られる。 ・柱、梁に断面欠損が見られる。 ・柱、梁に折損が見られる。 ・柱、梁の仕口に著しいずれが見られる。	・局部座屈による中くらいの変形が柱に生じている。 ・梁接合部の亀裂、ボルトの一部破断が見られる。	75%
V	・柱、梁の割れ、断面欠損が著しい。 ・柱、梁に著しい折損が生じており、交換が必要である。	・局部座屈による大きな変形が柱に生じている。 ・梁接合部に破断が見られる。	100%

柱(又は耐力壁)・・・イ. 耐力壁の損傷

⇒ p3-18 1-2 イ. 耐力壁の損傷

●程度Ⅰ



6501

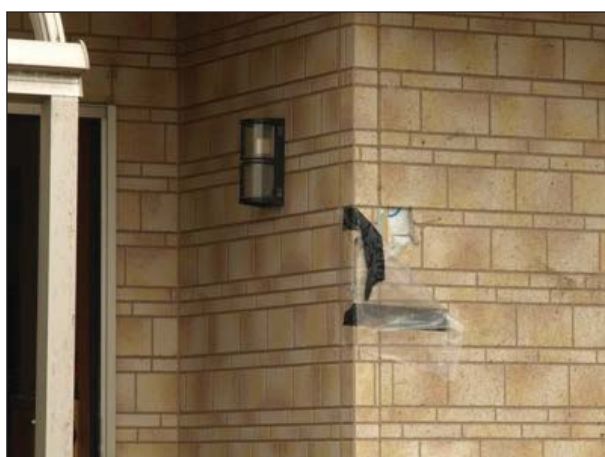
開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。



6502

『ボード』目地にわずかなひび割れが生じている。

●程度Ⅱ



6503

壁に飛来物の軽微な衝突痕がある。



6504

仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。

●程度Ⅲ



6505

壁の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。



110021

ボード仕上の壁ではボード間に著しいずれが生じている。

●程度Ⅳ



6601

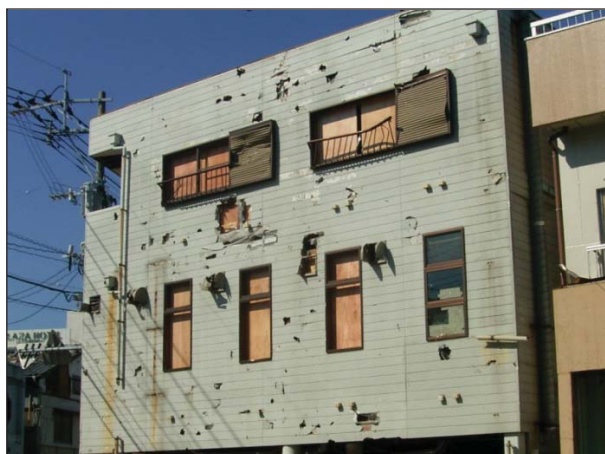
壁の大半にわたって飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。



6602

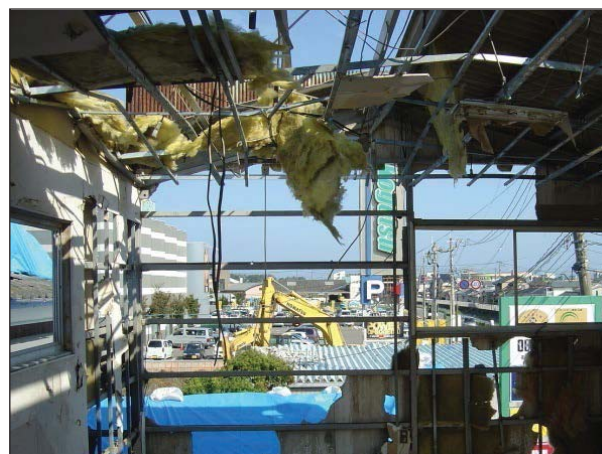
釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。

●程度Ⅴ



6603

壁の全面にわたって飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。



110022

全ての仕上材が脱落している。

●損傷の判定 <表 耐力壁(構成比15%)>

損 傷 の 例 示		損傷程度		
程度				
	【仕上面】	【パネル工法】	【枠組壁工法】	
Ⅰ	・塗り壁の開口部隅角部廻りにわずかなずれが生じている。 ・ボードの目地部にわずかなずれが生じている。	・パネルと結合材の接着部にわずかなずれが生じている。	・枠組壁工法の合板にわずかな浮き上がりが見られる。	10%
	【共通】・浸水により断熱材の吸水による機能損失(再使用が不可能な程度)が見られるため、耐力壁の一部(ボード等)の取り外しが必要である。 ・浸水により壁体内部の柱等が著しく吸水しているため、耐力壁の一部(ボード等)の取り外しが必要である。			
Ⅱ	・塗り壁の各所で仕上の脱落が生じている。 ・ボード仕上の壁では一部のボードの仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。	・パネルと結合材の接着部にずれが生じている。	・枠材から合板が浮き上がっており一部の釘がめり込んでいる。	25%
	【共通】・壁に飛来物の軽微な衝突痕がある。			
Ⅲ	・塗り壁では仕上の大半が剥離又は脱落している。 ・ボード仕上の壁ではボード間に著しいずれが生じている。	・パネル隅角部にひび割れが生じている。	・合板のはがれ、ずれが著しい。	50%
	【共通】・壁の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。			
Ⅳ	・塗り壁では壁面の大部分で仕上材が脱落している。 ・ボード仕上の壁では大部分で釘の浮き上がりが見られ、中には脱落したものも見られる。	・パネルにひび割れが生じている。 ・結合材が変形しており、パネルと結合材に大きなずれが生じている。	・枠材にひび割れが生じており、合板の湾曲、脱落が生じている。	75%
	【共通】・壁の大半にわたって飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。			
Ⅴ		・パネルに大きなひび割れ、変形が生じている。 ・パネルが壁面から脱落している。	・枠材に折損が生じており、合板の脱落、破損が生じている。	100%
	【共通】・壁の全面にわたって飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。			

屋根

⇒ p3-10 1-1 屋根

●程度Ⅰ



6101

棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。
(棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)



6102

棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。
(棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)

●程度Ⅱ



6103

棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。



6104

屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。

●程度Ⅲ



6105

棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。



6106

金属版葺材の半分程度がはがれている。

●程度Ⅳ



6201

瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。



6202

屋根の大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。

●程度Ⅴ



6203

小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。



6204

屋根に著しい不陸が見られる。

●損傷の判定 <表 屋根(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	・棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。 (棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)	10%
II	・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレート(金属製を除く。)にひび割れが生じている。	25%
III	・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。	50%
IV	・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレート(金属製を除く。)のひび割れ、ずれが著しい。	75%
V	・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%

天井

⇒ p3-28 1-6 天井

●程度Ⅰ



6701

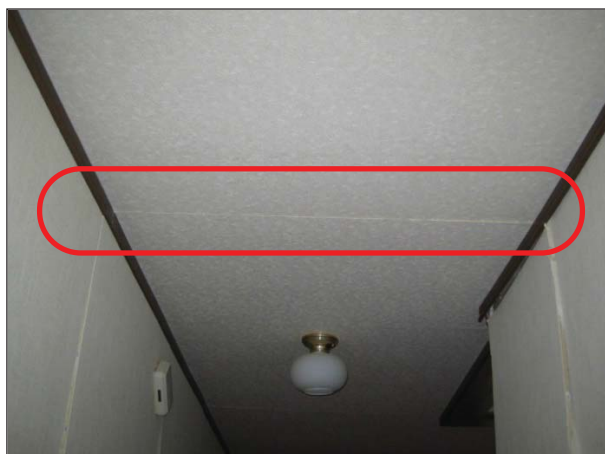
天井板にわずかな隙間が生じている。



6702

天井板にわずかな隙間が生じている。

●程度Ⅱ



6703

天井板に隙間が生じている。



6704

天井板に隙間が生じている。

●程度Ⅲ



6705

塗天井に亀裂が生じている。



6706

天井板の浮きが生じている。

●程度Ⅳ



6801

浸水による天井仕上(クロス等)の剥離・表面劣化が見られる。(下地材の交換を要しない程度)



6802

天井板のずれ、一部脱落が見られる。

●程度Ⅴ



110038

浸水による下地材・化粧せつこうボード・その他天井材の吸水・膨張・不陸等の機能損失が見られる。(下地材・天井板の交換を要する程度)



6804

天井板が脱落している。

●損傷の判定 <表 天井(構成比5%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	・天井板にわずかな隙間が生じている。	10%
II	・天井板に隙間が生じている。 ・天井面に若干の不陸が見られる。 (天井面で見える場合は見切りは不要。調査する部屋の天井1面を損傷程度25%の損傷として算定する。)	25%
III	・天井面にわずかな不陸が見られる。 ・天井板の浮きが生じている。	50%
IV	・天井面に不陸が見られる。 ・天井面に歪みが見られる。 ・天井板のずれ、一部脱落が見られる。	75%
V	・天井面に著しい不陸が見られる。 ・天井板が脱落している。	100%

建 具

⇒ p3-30 1-7 建具

●程度I



7101

浸水による襖・障子・ドアの破損(表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度)



7102

浸水による襖・障子・ドアの破損(表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度)

●程度II



7103

【木製サッシ】
壁面との間に隙間が生じている。



7104

【アルミサッシ】
鍵の破損や、ビード(ガラスを固定するゴムパッキン)のはずれが見られる。

●程度III



7105

【アルミサッシ】
ガラスが破損している。



7106

【アルミサッシ】
ガラスが破損している。

●程度Ⅳ



7201

【アルミサッシ】
可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。



7202

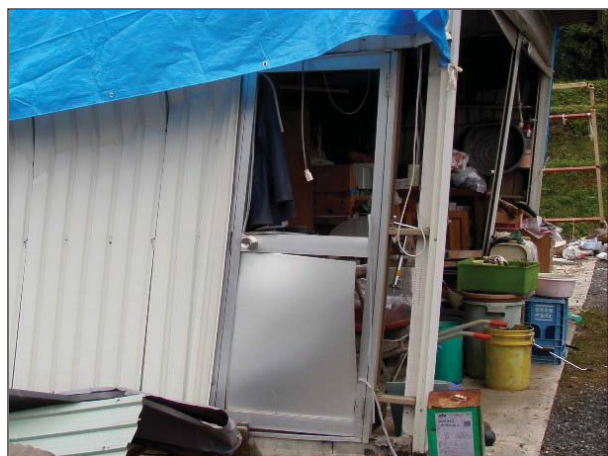
【アルミサッシ】
可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。

●程度Ⅴ



110044

【アルミサッシ、木製サッシ】
枠ごと外れて破壊されている。



7204

【アルミドア】
破壊されている。

●損傷の判定 <表 建具(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示				損傷程度
	【襖、障子】	【木製サッシ】	【アルミサッシ】	【ドア】	
I	・家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。	・可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。	・可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難となっている。	・変形はしていないものの、表面の傷が著しい。	10%
	【共通】 浸水による襖・障子・ドアの破損(表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度)				
II		・壁面との間に隙間が生じている。	・鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。	・蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	・可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。	・破損し、開閉が不能になっている。	・ガラスが破損している。		50%
IV	・可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。	・可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。	・可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。		75%
V	・かまちの損傷が著しく、交換が必要である。	【木製サッシ、木製建具】 ・破壊されている。	・枠ごとはずれて破壊されている。	【アルミドア、木製ドア】 ・破壊されている。	100%
	【共通】 ・浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。(再使用が不可能な程度)				

設 備

⇒ p3-36 1-9 設備

個別の設備の損壊に応じて、100%の範囲内で損傷率を判定する。

個別の設備の損傷率の目安は次のとおりとする。

- ・浴室の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する(再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする)。
- ・台所の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する(再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする)。
- ・水廻りの衛生設備(浴室及び台所の設備を除く)、ベランダ等については、40%の範囲内で損傷率を算定する(全ての設備が再使用不可能な程度に著しく損傷した場合を40%とする。)

なお、上記の他、調査対象と認められる設備があれば、100%の範囲内で適宜損傷率を算定しても差し支えない。

●浴室の設備の損傷例



(浴槽：破損している。)

7501



(浴槽：転倒し、配管が切れている。)

7502

●台所の設備の損傷例



(台所の流し台：転倒し、配管が切れている。)

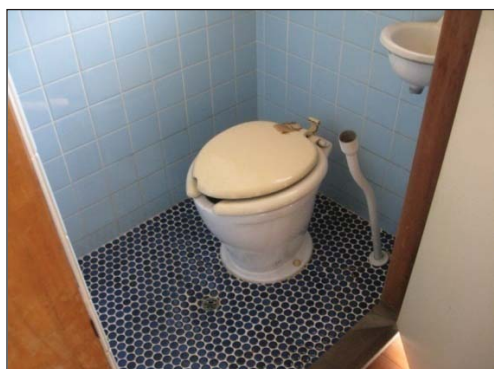
7503



(台所の流し台：配管が破損し水やガスが使えない。)

7504

●水廻りの衛生設備(浴室、台所を除く)、ベランダ等の損傷例



(便器、手洗いの配管が外れている。)

7505



(ベランダ：手摺が破損している。)

7506